(商工政策課) … 二

第二百四十四号

十二月九日 八水曜日)

 $\equiv$ 

令和

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… 公 告 (行政経営課) … |

(監

理

課

告

示

目

次

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… ○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表………… 事 同 同 務 局) :: 三 : =

青

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………

: :

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……… 同

示

### 青森県告示第八百五十九号

量法 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 測

三項の規定により公示する。

令和二年十二月九日

青森県知事 三 村 申

吾

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

測量計画機関

測量の種類

公共測量(三級基準点測量

測量の期間 令和二年十一月十九日から令和三年一月二十九日まで

四 測量の地域

五所川原市大字藻川

### 告

# 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令 同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十二月九日

特定役務の名称及び数量

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

青森県情報システム強靱性向上機器等更新準備業務 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

Ŧī. 令和二年十一月十一日 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六

契約金額

三千五百八十二万七千円

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第 随意契約の理由

項第二号

契約の相手方を決定した手続

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、 契約の相手方とした

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第二項の規定による大規

**令和二年十二月九日** 

青森県知事 三 村 申

吾

2

期間

大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四 二外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

変更しようとする事項

三

i i

四 届出年月日

間でうばい施荷 帯きことを荷にば 時が行さおき

後六時まで午前九時三十分から午

まで午前六時から午後九時

ると用車来 時がるを 間でるを が 帯きこ利駐

後九時まで午前九時三十分から午

後九時まで午前八時三十分から午

刻

Ŧī. 届出書及び添付書類の縦覧 令和二年十一月1 一十五日

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

令和一 一年十二月九日から令和三年四月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

六

意見書の提出

る。

1 提出期限

提出先 令和三年四月九日

2

記載事項

青森県商工労働部商工政策課

3

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

### 挙 管 理 委 員 会

# 青森県選挙管理委員会告示第五十四号

のとおり告示する。 団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治

令和二年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

青森政経懇話会	<b>ゆき後援会</b> 青森県神谷まさ	名 対 団 体 の
川村	木村	氏代
智	隆次	表
	<i>V</i> (	名者
田代	坂 井	氏会 計
進	義隆	責 任 名者
池上二八の一青森市大字羽白字	一六の一七	所 在 地
	二 令 和 · · · · · ·	年届 月 日出
二 ・ 六	· 六	, <b>.</b>

# 青森県選挙管理委員会告示第五十五号

より告示する。 の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、次 同法第七条の二第一項の規定に

令和二年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎

光

顯

政党以外の政治団体

(代表者氏名)
異動事項
新
ĬΒ
年異 月

日動

昭後弘() 所の所在地 代 表 者 の一 添川字清水流一 末所川原市大字 蒔田 昭弘 町五七 五所川原市字新 森 義博 二令 二和 二· 三

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

次の政治団体から解散の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、 同条第三項の規定により告示する。

令和二年十二月九日

顯

青森県選挙管理委員会委員長

柿

崎

光

顯

政党の支部

政治団体の名称
代表者氏名
解散年月日

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

を次のとおり告示する。 金管理団体の届出があったので、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資 同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等

令和二年十二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎

光

顯

の氏名 名 (代表者) を は は は は は は は は は た た る る る る る る し た う た う た う た う た う た う た う た う た う た
公職の種類
名 資金管理団体の 称の
所 在 地
年指 月 日定

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円